

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局総務部難病相談支援センター】 2
- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】 3
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（4件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 4

### ◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 8
- 北九州市農業振興地域整備計画の変更【産業経済局農林水産部農林課】 9
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【産業経済局観光にぎわい部門司港レトロ課】 10

北九州市告示第276号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第24条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年6月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
サクマ歯科医院	北九州市小倉北区上富野五丁目5番17号	平成30年5月1日
医療法人 古川歯科クリニック	北九州市小倉南区沼本町二丁目1番28号	平成30年6月1日

2 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
新生堂薬局永犬丸店	北九州市八幡西区八枝五丁目4番3号	平成30年4月1日

3 訪問看護ステーション等

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション三萩野	北九州市小倉北区白銀二丁目11番4号	平成30年4月1日
医療法人寿芳会訪問看護ステーション	北九州市若松区本町二丁目13番23号	平成30年4月1日
きゅ訪問看護ステーション	北九州市八幡西区星ヶ丘七丁目8番2号ガーデンヒルズ星ヶ丘201号	平成30年6月1日
訪問看護・リハビリステーション 在宅看護センター 北九州	北九州市若松区小敷ひびきの三丁目4番13-102号	平成30年6月1日

北九州市告示第 277 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、同法第 15 条第 1 項に規定する形質変更時要届出区域の台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

平成 30 年 6 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 形質変更時要届出区域の所在地

北九州市八幡西区大字藤田 2293 番 5、2293 番 8、2303 番 1、2303 番 6、2303 番 7、2303 番 8、2307 番 4、2307 番 10、2419 番 1 及び 2444 番 3 並びに黒崎城石 2312 番 3 の各一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

北九州市告示第 278 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 6 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 認可地縁団体の名称  
若園二丁目第 2 自治会
- 2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	岩本宏之	北九州市小倉南区若園二丁目 1 3 番 1 5 号
変更後	白石一義	北九州市小倉南区若園二丁目 7 番 2 4 号

- 3 変更年月日  
平成 30 年 4 月 1 日

北九州市告示第 279 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 6 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

山手サニータウン町内会自治会

2 代表者の変更

変更年月日	変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
—	変更前	永吉昭夫	北九州市小倉南区山手三丁目 9 番 13 号
平成 28 年 4 月 1 日	変更後	樋口雅之	北九州市小倉南区山手三丁目 4 番 7 号
平成 29 年 4 月 1 日	変更後	西 洋子	北九州市小倉南区山手三丁目 6 番 15 号
平成 30 年 4 月 1 日	変更後	原田二三夫	北九州市小倉南区山手二丁目 2 番 14 号

3 主たる事務所の変更

変更年月日	変更前後の別	主たる事務所の住所
—	変更前	北九州市小倉南区山手三丁目 9 番 13 号
平成 28 年 4 月 1 日	変更後	北九州市小倉南区山手三丁目 4 番 7 号
平成 29 年 4 月 1 日	変更後	北九州市小倉南区山手三丁目 6 番 15 号
平成 30 年 4 月 1 日	変更後	北九州市小倉南区山手二丁目 2 番 14 号

北九州市告示第 280 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 6 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

上志井町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	久保浅雄	北九州市小倉南区大字志井 7 2 7 番地 1
変更後	加末井司	北九州市小倉南区大字志井 1 2 5 5 番 地 4

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市小倉南区大字志井 7 2 7 番地 1
変更後	北九州市小倉南区大字志井 1 2 5 5 番地 4

4 変更年月日

平成 30 年 4 月 8 日

北九州市告示第 281 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 6 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

グリーンヒルズ小倉東自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	小川涼子	北九州市小倉南区横代東町三丁目 2 2 番 2 号
変更後	福田潤三	北九州市小倉南区横代東町三丁目 1 2 番 1 5 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市小倉南区横代東町三丁目 2 2 番 2 号
変更後	北九州市小倉南区横代東町三丁目 1 2 番 1 5 号

4 変更年月日

平成 30 年 4 月 22 日

北九州市公告第377号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成30年6月5日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区泉ヶ浦二丁目2701番591及び2701番891から2701番901まで	北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号 東宝ホーム株式会社 代表取締役 渡部 通
北九州市小倉南区蒲生三丁目508番1、508番3から508番15まで、517番1のうち、518番1から518番8まで、519番1から519番5まで、520番1のうち、520番2、520番5から520番11まで、522番2のうち、583番1及び583番5から583番16まで並びに無番のうち	北九州市小倉北区明和町9番1号株式会社海王 代表取締役 竹下弘実 北九州市小倉北区明和町9番1号株式会社マーブルホーム 代表取締役 古川博基



北九州市公告第 378 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、北九州市農業振興地域整備計画を変更したので、同条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により、当該変更後の北九州市農業振興地域整備計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成 30 年 6 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

変更後の北九州市農業振興地域整備計画書の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局農林水産部農林課

## 北九州市公告第379号

一般競争入札により、平成30年度関門海峡ミュージアム展示更新業務の委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月5日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 委託内容

- (1) 業務名 平成30年度関門海峡ミュージアム展示更新業務
- (2) 業務内容等 関門海峡ミュージアムの展示の更新を行う。詳細は、設計書、図面等で示すとおり。
- (3) 履行期間 平成30年7月5日から平成31年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 日本国内において、平成20年4月以降に竣工した集客施設等に関する常設展示に係る展示制作業務（リニューアルを含む。）について、元請としての実績を1件以上有すること。ただし、展示対象面積が2,000平方メートル以上に限る。
- (4) 日本国内において、平成20年4月以降に竣工した集客施設等に関する常設展示に係る展示制作業務（リニューアルを含む。）において、200インチ以上の画面で上映される映像作品又は2K以上の画質で上映される映像作品の元請としての制作実績を1件以上有すること。
- (5) 第3号の実績をもつ技術者（監理技術者、主任技術者、専門技術者又は担当技術者）を当該業務の技術者として1名以上配置できること。

(6) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 契約条項を示す場所及び日時

- ア 場所 北九州市門司区東港町6番72号  
門司港レトロ観光物産館2階  
北九州市産業経済局観光にぎわい部門司港レトロ課
- イ 日時 公告の日から平成30年6月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### (2) 入札説明会の場所及び日時

- ア 場所 北九州市門司区東港町6番72号  
門司港レトロ観光物産館2階多目的ホールA
- イ 日時 平成30年6月18日午前10時
- ウ 入札関係資料 説明会において入札説明書、価格の算定根拠となる設計書及び発注用図面を無償で交付する。

#### (3) 業務内容等に対する質問

業務内容等に対して質問がある場合は、次のとおり書面（任意様式）により提出すること。

なお、書面はファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

- ア 場所 第1号アに同じ。
- イ 期限 平成30年6月29日の午後12時までに必着とする。
- ウ 質問書による回答は、入札説明会に参加した者全員に平成30年7月2日までにファックス又は電子メールで行う。

#### (4) 入札及び開札の場所及び日時

- ア 場所 北九州市門司区東港町6番72号  
門司港レトロ観光物産館2階多目的ホールB
- イ 日時 平成30年7月4日午前10時

### 4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに、下記資料を提出し、確認を受けなければならない。

#### (1) 提出資料

- ア 競争入札参加意思表明書（任意様式）
- イ 請負実績（任意様式） 第2項第3号及び第4号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付すること。

#### (2) 提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 公告の日から平成30年6月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、6月15日は午前9時から正午まで

イ 提出場所 前項第1号アに同じ。

ウ 提出方法 資料は、持参又は郵送とする。

(3) 競争入札参加資格の確認の結果は、平成30年6月15日の午後に通知する。

(4) その他

ア 書類等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) 内訳書の提出

入札者は、入札書に記載した金額に対応する内訳書を入札書とは別に提出しなければならない。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 業務内容について

本業務は委託業務であるが、業務の一部に下記工事を含むものである。

入札関係資料にて確認すること。

ア 建築工事

イ 内装仕上工事

ウ 電気設備工事

エ 機械設備工事

オ 管工事（給排水設備工事）

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市産業経済局観光にぎわい部門司港レトロ課

〒801-0853 北九州市門司区東港町6番72号

門司港レトロ観光物産館2階

電話 093-322-1188

ファックス 093-322-3033